

★介護職員初任者研修修了後に介護事業所で働く方を応援します★



東三河広域連合 介護従事者就労支援補助金

対象者

以下のすべての要件を満たす方

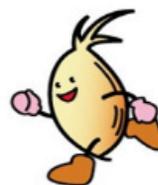
- 過去に「介護職員初任者研修受講支援補助金」の交付を受けている方
- 介護職員初任者研修の修了の日時点で、東三河地域に所在する指定介護サービス事業所等(※)に就職していない方
- 介護職員初任者研修の修了の日から起算して1年以内に、東三河地域に所在する指定介護サービス事業所等に就職し、同一法人の運営する事業所等で1年以上継続して就労している方
- 市町村税等の滞納がない方

※「指定介護サービス事業所等」とは、東三河広域連合による指定を受けた介護保険の事業所です。就労先が当てはまるか不明な場合はお問い合わせください。

【対象例】訪問介護、グループホーム、デイサービス、特別養護老人ホーム など
〈注意!!〉障がい福祉サービスの事業所や指定を受けていない有料老人ホームは含まれません。

補助額

20,000円



みのりん

申請方法

指定介護サービス事業所等に就職した日から起算して1年が経過した日から1年以内に、以下の書類をお持ちになり、各市町村の介護保険担当課窓口へお越しください。(申請書は窓口でもご記入いただけます)

- ①「介護従事者就労支援補助金交付申請書兼請求書」(様式第2号)
※通帳など振込先の口座番号が確認できる書類をお持ちください。
- ②「就労証明書」(様式第3号)
- ③市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書(原本)
※お住まいの市町村税証明発行担当課で「滞納(未納)のない証明書」を取得してください。

【お問い合わせ先】

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
TEL:0532-26-8472・8473



申請様式等のダウンロードはこちら
《東三河広域連合ホームページ》

👉 <https://www.east-mikawa.jp/2383.htm>

